

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱 (抄)

第四 厚生労働省関係 (第四章関係)

三 老人福祉法の一部改正 (第十五条関係)

1 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

2 1の条例を定めるに当たっては、イ、ハに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、ニに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

イ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

ロ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

ハ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

ニ 養護老人ホームの入所定員

六 介護保険法の一部改正 (第十八条関係)

1 基準該当居宅サービス

イ 都道府県は、基準該当居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)ハに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積

ハ 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

2 基準該当介護予防サービス

イ 都道府県は、基準該当介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)ハに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

ものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

3 指定居宅サービス

イ 都道府県は、指定居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

(ハ) 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な

利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

4 指定地域密着型サービス

イ 市町村は、指定地域密着型サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ホ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(ニ) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ホ) 指定地域密着型サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

5 指定介護老人福祉施設

イ 都道府県は、指定介護福祉施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

(ハ) 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

6 介護老人保健施設

イ 都道府県は、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者等の基準並びに介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

(ロ) 介護老人保健施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

7 指定介護療養型医療施設

イ 都道府県は、指定介護療養施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護療養施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積

(ハ) 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であつて、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

8 指定介護予防サービス

イ 都道府県は、指定介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護予防サ―ビスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定介護予防サ―ビスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

(ハ) 指定介護予防サ―ビスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサ―ビスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 指定介護予防サ―ビスの事業に係る利用定員

9 指定地域密着型介護予防サ―ビス

イ 市町村は、指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ホ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定地域密着型介護予防サ―ビスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(ニ) 指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサ―ビスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ホ) 指定地域密着型介護予防サ―ビスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

10 その他所要の改正を行うこと。

第九 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から施行するものとする。

1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行

2 地方公営企業法の一部改正等 平成二十三年四月一日から施行

3 内閣府設置法の一部改正等 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

4 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日から

施行

二 所要の経過措置を規定すること。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 厚生労働大臣は、第十八条の規定による改正後の介護保険法（次項及び附則第四十三条において「新介護保険法」という。）第七十四条第三項、第七十八条の四第三項、第八十八条第三項、第九十七条第四項、第一百零三条第三項、第一百五條の四第三項及び第一百五條の十四第三項の厚生労働省令で定める基準を定めようとするときは、第十八条の規定の施行の日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

2 第十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

新介護保険法第四十二条第一項第二号	新介護保険法第四十二条第二項
(略)	(略)

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働

省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(略)	(略)
第十五条の規定による改正後の老人福祉法（以下この表及び附則第四十三条において「新老人福祉法」という。）第十七条第一項	新老人福祉法第十七条第二項
(略)	(略)

三 所要の規定の整備を行うこと。

四 政府は、第一の三の規定の施行後三年以内に、地域主権改革の進捗状況その他経済社会情勢等を勘案し、地域主権改革を更に進める観点から、地域主権戦略会議の所掌事務等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 政府は、第四の一等による改正後の児童福祉法第二十四条の十二等の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。